

第四十八回国会 衆議院 運輸委員會議録第四号

昭和四十年二月十二日(金曜日)

午前十時十九分開議

出席委員

委員長 長谷川 峻君

理事 大西 正男君

理事 關谷 勝利君

理事 山田 彌一君

理事 矢尾喜三郎君

浦野 幸男君

川野 芳滿君

壽原 正一君

小川 三男君

泊谷 裕夫君

山口文太郎君

理事 進藤 一馬君

理事 田邊 國男君

理事 久保 三郎君

小淵 惠三君

佐々木義武君

西岡 武夫君

勝澤 芳雄君

野間千代三君

内海 清君

出席政府委員

運輸政務次官 大久保武雄君

運輸技官 佐藤 肇君

運輸事務官 沢 雄次君

(海運局長) 小西 真一君

専門員 小西 真一君

二月十日

委員西岡武夫君辞任につき、その補欠として藤枝泉介君が議長の名で委員に選任された。

同日 委員藤枝泉介君辞任につき、その補欠として西岡武夫君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

小委員会設置に関する件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の出張所の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

港務整備緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二六号)

○長谷川委員長 これより会議を開きます。この際、小委員会設置に関する件についておはかりしたいと思います。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

を許します。久保三郎君。

○久保委員 たいま議題になりました承認事項でございますが、海運支局の出張所を三カ所新設する事項でありますけれども、まず、それぞれの海運支局出張所の陣容であります。これからつくるうとする三つの出張所の人的な配置はどういうふうになるのですか。

○沢説明員 この出張所の陣容は、各定員一名を予定しております。

○久保委員 出張所で一名ということでありまして、一名で、これは連絡だけでしょうか。

○沢説明員 連絡もございまして、一番多いのは船員法関係の認証事務でございます。

○久保委員 そうしますと、出張所における職員一人は、そこで船員手帳の認証は自分の権限としておやりになるわけですか。

○沢説明員 さようでございまして。

○久保委員 船員手帳の認証事務だけが出張所の設置の理由ですか。

○沢説明員 船員法関係の事務だけではございまして、今度設置いたします三つの港は、最近非常に発展して、船舶の出入りが多くなっておりますので、いろいろな船舶法関係事務の連絡、あるいは港との関係、輸送関係の統計事務等につきましては、地元の業者が一々支局まで行かずにそこでいろいろな統計の提出ができるように考えまして、設置をお願いした次第でございます。

○久保委員 三つの出張所、その港の出入の船舶の数、それから種類、一般の貨物船であるのか、あるいは漁船等が多いのか、それはどうなんですか。

○久保委員 特に厚岸の港についてであります。ただいまのお話だと漁船の出入りが多いということとありますが、最近御承知のように小型漁船の遭難事故が非常に多い。しかもそれは北方海域において非常に多い。最近では北海道周辺で連続三十九トンのものが遭難になっていまして、これは事実であります。従来委員会でも、三十九トンのカツオ、マグロ船についての遭難事故についていろいろ注文も申し上げたのであります。これは単に取り締まりということも一つではあります。言わなければ、指導の面がなかなか徹底しないという点が一つあります。そこで一人だけの出張員で、たとえは出港時におけるところのトップヘビーをどうするか、はたしてこれを規制し得られるかどうか、一斉出漁ということを出ていくことも多いと思っております。そういうときに一人だけではたしてできるかどうか。しかも出張員というのは万端選手のように承ります。船員関係もやはり、あるいは漁船のほうも、いわゆる船舶のほうも、あるところのことです。どうも専門的な知識がそう大幅に持っているわけでもないものであります。これはどういいう人間を第一に配置しますか。系統として船員関係の者を配置するか、船舶関係の者を配置するか、それはどういいうことになっておられますか。

○沢説明員 御指摘のようにただ一名の出張員でございまして、事務系統の職員、特に船舶法関係の事務に当たる職員を配置いたしております。海難事故につきましては、海運局の所管でございます。これは船舶検査の関係がおもでございます。この検査官は出張所には置きません。これは支局から派遣いたしております。

それから先生がたいま御指摘になりましたようなトップヘビーの問題、その他の取り締まりにつきましても海上保安庁が担当いたしております。したがって、出張所員は主として船員法関係の事務に明るい事務職員を配置いたしております。

○久保委員 御指摘のようにならぬように、出張所員は主として船員法関係の事務に明るい事務職員を配置いたしております。

○久保委員 御指摘のようにならぬように、出張所員は主として船員法関係の事務に明るい事務職員を配置いたしております。

○久保委員 御指摘のようにならぬように、出張所員は主として船員法関係の事務に明るい事務職員を配置いたしております。

○久保委員 御指摘のようにならぬように、出張所員は主として船員法関係の事務に明るい事務職員を配置いたしております。

○久保委員 御指摘のようにならぬように、出張所員は主として船員法関係の事務に明るい事務職員を配置いたしております。

○久保委員 御指摘のようにならぬように、出張所員は主として船員法関係の事務に明るい事務職員を配置いたしております。

○久保委員 御指摘のようにならぬように、出張所員は主として船員法関係の事務に明るい事務職員を配置いたしております。

○久保委員 ぼくもちよつとわからないのでありますが、トップヘビーというか、出港時におけるところの船体の検査というか、そういうものは、いまの御説明だと海上保安庁の所管だということであるが、それはそのとおりですか。

○沢説明員 これはもちろん第一にトップヘビーがどうかという出港時のいろいろな注意が船長にございまして、これを取り締まると申しますか、指導いたします第一的は海上保安庁であります。

○久保委員 それではきょうは海上保安庁が来ておりませんか後日にいたしますが、いずれにしても、船員関係なり船舶安全の関係も当然関係があるわけですから、そういうことをやり得るといふのは、どうもわれわれには考えられない。出張所に一人置いてはたして効果があるものかどうか、役職としてはなるほど一つよけいになったかっこうであります。実際一人でするべくもいかぬものかどうか、非常に疑問があると思つております。この案件を作成する段階において要員の要求はやつたのかどうか。

○沢説明員 出張所設置の目的がちよつと違ひまして、いままで出張所はございせんが、船舶の出入が非常に多いために、船員が船員手帳のいろいろな船員法上の手続をしてもらうのに非常に不便であつたわけでございます。支局の所在地まで行かなければという手続ができません。そういうことで、主として船員法事務を中心にして地元で手続ができるようにという陳情が、この三カ所では非常に強かつたわけでございます。それでその要望にこたへまして、主として船員法事務を担当する事務職員を一名配置したわけでございます。

それから予算要求でございますが、この職員につきましても予算要求をいたしました。これは予算案として政府部内で成立いたしましたので、海運局、地方海運局内の定員の配置が、その他によりまして、この定員を生み出したわけでございます。

○久保委員 次に、その出張所の庁舎であります

が、庁舎を用意する予算があるのですか。

○沢説明員 庁舎は借り上げでございますが、借り受ける予算は成立いたしております。

○久保委員 従来海運支局の国の出先の庁舎は、ともすれば関係業界団体、こういうものの一部を形式的には借り上げているものが多い。それでは、取り締まりが主体でありますから、なかなかこれは仕事を上において支障があると思つて、今回承認を求めている三つの港については、いかなるものを借り上げようとするのか、どうです。

○沢説明員 これは、厚岸におきましては、従来海運局の出張所がございせんのでしたのですが、分室というものを置きました。これは国の庁舎でございますが、そこで船員法事務がたまりまると、係官が参りまして船員法事務をやつておつたわけでございます。それで今度出張所を正規に御承認いただきますと、従来の庁舎の分室をそのまま使つてやりますので、特にこれは予算は要らないわけでございます。それからほかの田子の浦と内浦の二カ所でございます。これは県のほうの便宜で事務所を借り受けるようにいたしたいと折衝中でございます。折衝をほゞ終つております。

○久保委員 そりしますと、残り二つは県の所有の建物を借り上げる、こういうことでございますか。私が指摘している関係業界等の建物には関係ない、こういうふうに了解してよろしいですか。

○沢説明員 県の所有ではございせんが、県があつせんして事務所をつくつてくれる、そういうことになっております。

○久保委員 いや、私の聞きたいのは、関係業界とは関係ないかと、こり聞いています。なければいいのです。

○沢説明員 関係ございせん。

○久保委員 そこで船員手帳の枚数の数量であります。これはどのくらいになっておりますか。

○沢説明員 これは三十八年から三十九年にかけての一年間の件数であります。厚岸港におきまして千七百四十七件、それから小木港におきまして三千四百六十六件、それから田子の浦港におきまして三千三百三十三件でございます。

○久保委員 そりしますと、多くても一日十件足らずということになります。それはおよそ波動があると思つて、毎日ございせんか。

○沢説明員 これは小木港と田子の浦港におきましては、大体平均してございまして、厚岸港におきましては、これは漁港でございますので、波動的に事務が従来は殺到いたしておつたわけでございます。

○久保委員 主として船員手帳だけに集中されていくのであります。いままでは、分室に配置した者は、言うならば分室に出張の形で派遣していたわけですね。そうすると、今度は、言うならば経費の面から言つても出張旅費はなくなる、こういうことに効果を求めておられるのですか。

○沢説明員 単に出張旅費の節約だけではございせんが、地元といたしましては、やはりそこに海運局の役人が常時おられて、いつ行きましてもそこで船員法事務がやれるというふうなふうにしてもらいたいという非常に強い地元の要望がございまして、私のほうといたしましては、非常に定員が少なくて人数が苦しいのでございまして、内部の事務の再配分によりましてこの三名の定員を捻出したわけでございます。

○久保委員 いずれにしても、それじゃ、一人の職務分掌というものは、はっきり言つて、船員手帳の認証と、あとは何ですか。

○沢説明員 自分の職権でございますのは、船員法関係の事務でございますが、そのほかは、先ほど御説明申し上げましたように、諸法律に基づきましていろいろな統計事務がございまして、それらも支局に届けていたのを出張所経由で出せるということと、それからいろいろな海事関係の行政について、こういういふなかでは、やはり相談相手になつて、どういふふうな手続をしたらいだらうかというふうな相談事務がございまして、そういう相談に乗るといふサービス行政をやつております。

○久保委員 どうも私が考えるのに、一人の出張所員というものは、私もある場所を見たのですが、庁舎の中がからつぽの場合が多いのです。一人ですからね。三百六十五日と云つては諸弊があるが、なかなか四六時中そこにいるということはない。いま沢次長がおつしやることおりの指導というか、相談相手になつておる。その出張所にはかり関係者を呼び集めることはできないのです。きょうはどこそこ会合があるから来てくれと言われれば、そつちに行く、どうも一人の出張所というものは、政府のお考えとして適切だと思つておりますか。

○沢説明員 適切だと思つております。少なくとも二人は置きたいのでございまして。しかし方々から出張所設置の要望がございまして、定員のやりくり上やるを得ず一名の配置をしていくという状態でございます。

○久保委員 政務次官がおいでですかからお尋ねしますが、いま沢次長からいろいろお聞きしました。結論として、一人じゃ不完全だろうが、要望が多いので、内部操作でひねり出して、最少限一人置くこととして出張所を設ける。これは役所の人間のとり方の方法としてはそういう方法も一つあります。一人でもいからとにかく出張所を設けて、その次に仕事が行くとあるから一人じゃだめだ、こういうやり方、しかしこれは言うならばほんとうのサービスではないと思つております。何か弱い面についてはひとつやつていこうというのをつくつてほしいと私は思ふ。大体海運局全体として本庁並びに地方局を集めて、今回の予算定員ではふえておるのですか。

○沢説明員 数字についてお答えいたしますが、今度はふえておりません。

○久保委員 本庁での業務増というものは、別に目新しいものは、今回はございせんね。

○沢説明員 本庁と申されますのは、地方海運局の本局でございますか。

○久保委員 そりです。

○沢説明員 内航二法の関係で非常に事務量が増

加してありますが、これも定員が獲得できませんでしたので、やむを得ず従来の定員でこれをこなしていき、こういふふうにしておきます。

○久保委員 そので政務次官、先ほどのお尋ねにお答えを願いたいのですが、いまお話しのとおりで、全体としておふえおらぬといふこと、仕事の量は、御存じのとおり、内航二法は去年通つておるが、内航はまだなかなか軌道に乗りません。これからこの委員会では内航問題を取り上げることになるかと思つておられます。そういうこともかたがたあり、しかもいまの出張所の一つの例でありますけれども、まあ地元の要望もあるから、一人だけは置く、こういふやり方は私はいかがかと思つておられますが、あなたの御見解はどうですか。

○大久保政府委員 ただいま出張所を新設するにつきますが、配置定員が少ないではないか、それでは十分民間の要望にこたへ得ないじゃないかという御質問に對しては、まことに私も、一名では、まあこれは最小限の限度にきております数値でございますから、十分ではないということも私も同意でございます。御承知のようになかなか定員の増が困難な際でございます。最小限でまずスタートいたしまして、ただいま久保さんから戦路方針じゃないかというお話がございましたが、そういうお知恵も拝借いたしまして、今後ひとつ早急に拡大の機会をねらいたいと、かように存じております。

○久保委員 悪い戦路でありますから、そういう悪い戦路はおやめになって、もっとオーソドックスな、前向きな戦路をやつていただきたい、こう思います。

最後にお願いしますが、これは地方自治法に基づいて承認を求めますか、その精神は、沢次長、何ですか。

○沢次長 御質問の御趣旨は、地方自治法ではなせその承認を要求しているか、こういふことでございますが、これは私主官者でございます。よく存じませんが、地方自治法ができました

きに、やたらに國の出先機関が方々にできまして、地方自治の本旨に反するということで、國の出先機関をつくる場合には、國會の承認を求めて、地方自治の本旨に反しないかどうかということも國會で審査していただくというのが、この法律の趣旨の一つではないかと思つておられます。

○久保委員 精神はおわかりのようでありますが、それが、それじゃこういふ地方自治法の条項は、現在でも必要だと思つておられますか。

○沢次長 これはむしろ自治省のほうで主管でございますが、運輸省といつたしましては、運輸省の私のほうの所管いたしておきます。海運行政につきましては、地方自治と摩擦を生じたり、あるいは地方自治を侵害するといふようなことは、いままでに全然ございませんで、地方庁ともよく連絡をとつておられますし、それからこういふ出張所、支局の設置につきましては、地方自治体からのいつも強い要望がございまして、定員がなかなかとれなくて、これを押えているというのが現状でございます。

○久保委員 そこで、質問がちょっと長くなりましたが、本質的な問題でございますから何いいますけれども、海運支局の設置や出張所の設置は、地方自治体のやる業務といつたまで関係ありませんね。というのは、なるほどたとへば県知事という地方自治体の長あるいは町村長、そういうものに海運支局所管で委任している事項というものはございませぬか。

○沢次長 その船員法事務は、船員法の規定に基づきまして、地方自治体、市町村でございますが、市町村に委任することができるようになっております。それで船員法事務を市町村に委任して

でございます。しかしこれは市町村のほうといつたしましては、この船員法の関係の事務は、特別の知識を要するし、市町村としてはなかなかめんどうを見切れなから、なるべく早くこれは國が直接やつてもらいたいという希望が強いわけでございます。

○久保委員 地方自治団体に委任している事項は、船員手帳の事務だけですか。

○沢次長 さようでございませぬ。

○久保委員 委任してすることが可能だとすれば、何も無理して一名の出張所員を置く出張所をつくる必要はないと思つておられます。この承認を求めざる事項というのは、先ほどあなたが御説明のとおり、いわゆる地方自治の権限を縮小したり、圧迫したりしてはいけないという趣旨から、ことさらに承認事項になつておられるわけですね。それで、この出張所の設置の承認といふことは、ちよつとまん中ぐらゐのところですね。そうだとすれば、この際のはつきり言つて、一人ばかりのものだとするならば、言うなれば地方自治団体にまかせてしまつたらよさうなもので、こう思つておられますが、そういう論拠は成り立ちませぬか。

それからもう一つ、あまり長くなりますからこれでやめますが、臨時行政調査会からはこういふ問題に觸れて言及しておりますか。

○沢次長 取り扱ひ件数が非常に少ない場合は市町村にもちろん委任いたしておきますし、市町村もこれを受けておられるわけでございますが、この三港のようには三三三三件に及ぶようになりまして、市町村のほうではもう事務が非常に多くなりまして、繁雜であるし、それから法規の解釈その他につきまして、一々やはり海運局長の意見を求めたりしなければならぬようなこともございまして、市町村としては扱ひかねる、これはやはり海運局長の出張所を置いて、そこでやつてくれ、こういう要望がございまして、非常に件数が多くなつて、國に事務を返したいという希望が強く、こういふ出張所の設置をやるようになったわけでございます。

それから、行政調査会のほうからは出張所の問題については、何にも勧告も意見の具申もございませぬ。

○長谷川委員長 他に質疑はございませぬか。

別に質疑もないようでありまして、質疑はこれにて終局いたしました。

○長谷川委員長 これより討論に入りますが、別に討論の申し出もございませんので、直ちに採決したいと思います。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○長谷川委員長 起立総員。よつて、本件は承認すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました本件に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長谷川委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○大久保政府委員 ただいま海運支局の支局の出張所設置承認に關し御決議をいただきました。まことにありがとうございます。

○長谷川委員長 次に、港灣整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を行ないます。

久保三郎君。

○久保委員 この法案に關連してまず第一にお伺いしたいのは、いままでの五カ年計画の進捗、それからまだ終わらせませんけれども、三十九年度までの決算見込み、そういうのはどうなつておられるのか。それからもう一つは、この五カ年計画で力点

を置いた方向はどこのか。この二つについて伺いたい。

○佐藤(審)政府委員 旧五カ年計画は、昭和三十六年度から昭和四十年年度までの五カ年計画でございます。総事業費は二千五百億円、うち七百七十億円が地方単独事業でございますから、国が実施いたします事業といたしましては二千三百三十億円でございます。これにつきましては現在までの進捗でございますが、三十九年度の予算が執行されるものといたしまして、七八・九割になるわけでございます。なお新しい五カ年計画におきまして重点といたしましては、第一に貨物の取り扱い量の問題に關します港灣整備でございます。これは横浜、名古屋、神戸等の主要なライナーポートにおきまして、外国貿易の港灣施設を整備するということでございます。次は、工業原材料の輸入を行なうような港につきます。これを整備する。それから三番目は、内航の貨物量が增大しておりますので、これに対する整備をするということでございます。次に新しく新産業都市工業整備特別地域というような地域開発の法律がございます。これらに基づいて地域開発事業の拠点となる港灣を整備するというのが第四点でございます。五番目には、最近船型が非常に大きくなりましたので、これらの船舶の航行安全確保のために航路を整備するということでございます。

○久保委員 全体では中や計画に近いパーセンテージということになりますね。
○佐藤(審)政府委員 はい。

○久保委員 そこで内訳については語弊がありますが、重点としていまあげられたものはどんなふうに率が高くなるのでしょうか。たとえば外貨あるのは内貨あるのは新産とあります。そういうもの進捗率は、三十九年度決算見込みでどういうふうになっておりますか。

○佐藤(審)政府委員 ただいまの旧五カ年計画におきます重点別の進捗率でございますが、ただいま資料を持っておりません。ただ今新しい五カ年計画を確定した前提といたしまして、昭和

三十八年においてすでに目標の四十年における取り扱ひ貨物量実績が上回っておるといふような実績でございますので、当初の計画と内容がだいぶ変わってきておるわけでございます。ただ、この旧五カ年計画におきましても、一番重点に置きましたのは、外国貿易港灣の整備でございます。

○久保委員 外貨を最重点に置いたというが、その中で、それじゃ専用埠頭と公共埠頭と違いがございませぬ。これは数字がなくてもけっこうですが、どちらに力点を置かれたのか。
○佐藤(審)政府委員 公共埠頭でございます。

○久保委員 そこで港灣の取り扱ひ貨物の数量、これは御承知のように外貨、内貨という仕訳けをすれば、内貨ははるかに多いわけですが、その内貨関係がどういふふうに整備されておりますか。いまでのお話だと、外貨を重点に置いた、これも大事でありませぬ。しかしながら扱ひ数量から見れば内貨、外貨も荷物には違いないのでありますから、扱ひ数量とらみ合わせて整備しなければ、港灣全体の機能が改善されないと思ひます。ついては、その内貨についてどういふお考えですか、伺いたい。

○佐藤(審)政府委員 外国貿易港灣につきましては、昭和二十六、七年に非常な船込みがございまして、特に六大港におきましてその現象がはなはだしくなつたものでございまして、先ほど申し上げましたように、重点を置いて整備いたしましたわけでございます。また内国貿易におきましても、貨物量はおっしゃるとおりふえておるわけでございますが、不足の率または無理の率から申しまして、外国貿易のほうがはなはだしくなつたために、外国貿易港に重点を置いたわけでございます。内国貿易におきましては、北海道—東京間の定期船の輸送とか、また北海道—阪神間の定期船の輸送とか、また北海道—東神間の定期船の輸送というものは、汽船を対象とする港灣といたしましてむしろ専門的な貨物、たとえば紙、新聞巻き取り紙というふうなものを対象として整備したわけでございます。その他、瀬戸内海における内航貨物の輸送、こういうふうなものにつきましては、

わりあい少額の建設費で施設の整備が可能でございます。また、これらは並行して整備いたしております。

○久保委員 外貨、内貨の比較での伸びの比率をいま局長はおっしゃいましたが、私の手元には新しい資料がないのでありますが、三十八年度までのもので見ると、内貨、外貨の比較は大体一対三ぐらいのようでありませぬ。その一対三ぐらいのカーブをずつとたどっているもので、その比率からいふならば、伸び率としては必ずしもそう変わっていないのではないかと。そうするといまのお話で、もちろん内貨、外貨と比べて全体の港を律するわけにはまいりませぬが、内貨のほうに重点を置いてやらなければならぬといふところもたくさんあるだろうし、外貨のほうもたくさんあるだろうし、外貨のほうも最近の内航船全体を見まして、言うならば内航船のいまの非能率的な荷役、それからくるところの生産コストの上がりという、非常に稼働率が悪いというようなことをたまに聞くのであります。たとえば内貨では石炭の専用船というふうなものは優先的な荷役ができて、そうではないものの荷役は、言うならばほとんどあとと回しにされる。これは一つには荷役制度というのか、そういうものの運用の問題もあると思うのでありますが、全体から見れば港灣の機能がその内貨の実態に合っていないといふふうに見られる現象だと思ひます。だから私はここで新五カ年計画では、いわゆる貨物の扱ひ数量の予想では、この五カ年計画の終期である四十三年には九億六千万トンと推定してある。四十四年には最終的に十億五千万トンとなつておるといふのだが、それはそれでいいとしても、それじゃ十億五千万トンの四十四年の外貨、内貨の仕訳はどのくらいに推定しておられますか、これはおわかりですか。

○佐藤(審)政府委員 十億五千万トンのうち外国貿易が二億五千万トン、内国貿易が八億トンでございます。

○久保委員 そりしますと、もう一べんあらためてお尋ねしたいのですが、いま話すとおり外貨の

ほうは二億五千万トンと推定する、内貨は八億というものでありますれば、どうもしろうと勘定では内貨のほうの設備をやはり力点を置いて整備しなければならぬといふことのように考えられますが、そういう振り分けはどういふふうにしていますか。いわゆる新五カ年計画の中で扱ひ数量に見合つて投資をするという考えなのか、先ほど御説明のように、旧五カ年計画では船舶の伸び量もあつたから外貨を主体にしてあつたのか、これはどうです。

○佐藤(審)政府委員 ただいま御指摘のように、貨物量としては圧倒的に内国貿易が多いわけでございます。ただ外国貿易におきましては船型が大きくなりましたので、一トン当たりの貨物を扱ひたいました。航路を深く掘るといふ仕事、また深い岸壁、すなわち金のかかる岸壁がつけられなければならぬといふこと、またもう一つは、外国貿易における定期船輸送の場合でございますが、一船当たり、たとえばグロスで一万吨、二万吨という船が入つてまいりまして、一船当たりの取り扱ひ貨物というものは、神戸港あたりを例にとりまして、二千トンくらいであります。むしろ外国貿易の定期船に対する施設の整備計画におきましては、入つてくる船舶の数量の伸びと比較をしなければならぬと思ひます。

もう一つの内国貿易におきましては、先ほどおっしゃられましたように、石炭とか土石類とかそういう専用の貨物が多いわけでございます。これらは大体船の積み得る一ぱいの貨物を持ってきてそこに揚げるというふうなことで、取り扱ひ貨物トン当たりでいうと比較的安いコストで建設ができるということになるわけでございます。

○久保委員 そりいふことはわかりませんが、それが資金配分ですね、新五カ年計画で内貨、外貨の分け方はいいか悪いかは別として、そういう分け方はもうおできになっておりますか。

○佐藤(審)政府委員 実はこれにつきましては、当初七千二百億円というものをつくりまして、そ

れに對して五千五百億円の内訳で一港ずつ作業を
していかねばならぬわけでございますが、四
十年年度予算の内訳をなお大蔵省と折衝中ござい
ますので、それが済んだらこまかい作業に入りた
いと思つております。したがって、まだ内容につ
いては作業ができておりません。

○久保委員 われわれの考えでは、全体ができて
そのうちの四十年年度ということに手順が進められ
るのがほんとうだと思つて、政府部内でや
られることについてはとやかく申しませんけれど
も、どうもちよつと理解ができていくところがご
ざいます。

それはそれとして、次に、外貨で専用埠頭扱い
の貨物の数量と、一般公共埠頭で扱ひ貨物の数量
との推定はどういうふうにしていきますか。

○佐藤(鑿)政府委員 ただいま申し上げました二
億五千万トンのこれを雑貨とその他の石油とか鉄
鉱石とかのそういうバラ荷との分でございますが
が、実はまだ作業をやつておりません。

○久保委員 扱い数量くらいは予算に拘束されな
いで、だから二億五千万トンと外貨を見たな
らば、せめてバラ荷と雑貨くらいの推定は基礎数
字として積み上げてきておると思つたのだが、
そうでないですか。そこにはないというならいい
です。

○佐藤(鑿)政府委員 実はこれは当初われわれが
計画いたしましたときには、四十三年を目標にい
たしまして計画を立てたわけでございます。当時
の全体の取り扱ひ目標というのは、四十三年にお
いてたしか九億二千トンだったと記憶いたして
おります。それが中期経済計画ができました。そ
れに基づきまして大ざっぱに貨物の試算をいたし
ましたところが、四十三年に九億六千万トンとい
うことになりました。それをもういいたしまして、
実はその四十四年における十億五千万トンとい
う数字を出したわけでございます。最近新しく内
容が変わりました関係上、作業をしていないわけ
でございます。四十三年の貨物量につきましては、
七千二百億の案をつくらうときに二億数字をひく

たわけでございます。その数字は実はここにまだ
持つてきておりません。

○久保委員 これは後ほどでもいいのですが、私
の聞きたいのは、いままでも質問したのを要約すれ
ば、外貨、内貨の扱いの数量はわかつた。それ
じゃこれに対する、たとへば外貨はバラ荷と雑貨
扱い、それに應じて五カ年計画では専用埠頭ある
いは公共埠頭、内貨にどういふふうに使費をされ
ようとするのか、これは当然必要だと思つて、これに聞
ね。これは資料を出したからといつて、これに聞
違ひがあるじゃないかといふことであつたわけは別
に追及はいたしません。前もつて断つておきま
す。そういうものを当然資料として出していただ
きたか、こう思ふのです。というのは、一応
の目安でありますから、これは計画経済をやつて
おるのではないのでありますから、当てにはなら
ぬと思つてあります。一応のもの筋道とし
て、大体どういふふうになるのだと思ふから、こ
ういふような投資をしますといふことではないと、
どうもわれわれの判断の基礎がでないわけです
ね。そういう意味で、いま申し上げたような資料
は後刻御提出をいただきたい。これは別にコンク
リートされたものでなくてもけっこうです。もち
ろんいいかげんなものでは困りますが、局長がこ
れでいいと思ふものを出していただきたい。

そこでこれも資料になるかもしませんが、最
初七千二百億といふことで、運輸省は新しい五カ
年計画を昨年来詰めてまいりましたね。ところが、
中期経済計画の關係があつて五千五百億といふこ
とになつたわけですね。この点のズレは先般も非公
式にお尋ねしたのであります。まあまあ数字と
してはやりくりはついた、こういう見方でよろし
いか。

○佐藤(鑿)政府委員 七千二百億といふ当初のわ
れわれの策定いたしました五カ年計画が五千五百
億円になつたわけでございますが、一番大きな問
題は、われわれの七千二百億円といふのは、四十
三年においてそれだけの投資ができるというこ
とでございますが、四十四年までに五千五百億円

といふことになりましたので、一年おくれたとい
うことが一番大きな問題だと思つて、それを除
きますと、ここに千七百億円の差があるわけでご
ざいます。実際われわれが七千二百億円の計画
をつくりました当初におきまして、たとえば東京
湾の横断堤であるとか、または大阪湾における阪
神防波堤であるとかいふような、相当大規模な計
画を持つておりました。

しかし、これらの計画は阪神都市圏の総合計画
といふものがおかれておるとか、そういうような
ことから若干着工がおけるといふ傾向にあるわ
けでございますので、そういうものを一応この計
画では個々の問題に取り扱ひ。そういうふうにい
たしますと、現実の問題として貨物がふえるもの
に對する港灣、それから新産業都市につきまし
ても、実際、十カ年計画で新産業都市といふもの
が充足したわけでございますが、その中で計画が
確定して現在ですにやつておるもの、また今後工
場が来る見通しによつて着工するといふようなも
の、そういうようなものが前の七千二百億円の中
に含まれておつたわけでございます。そういうもの
の繰越といふものを考へて、この五千五百億円
に當てはめてまいりますと、この五カ年計画の前
半と申しますか、そういう時期においては、おお
むねこの計画でもつてわれわれの考へておる取り
扱ひ貨物量に對する施設の整備といふものが可能
ではないか、こういうふうにご考へておるわけでご
ざいます。

○久保委員 この中期経済計画との関連は、いま
のお話のようなことでやはりつじつが合つたと
いふことだと思つております。

そこで貨物の取り扱ひ数量ですね、こういうもの
の考へ方については、この中期経済計画と運輸
省との間には見解の相違はなかつたのか、いかが
ですか。

○佐藤(鑿)政府委員 先ほども申し上げました
が、われわれが昭和四十三年において港灣貨物の
取り扱ひ量として想定いたしましたものは九億二
千万トンだつたと思つておりますが、それが、中期経済計

画の内容を検討いたしますと、貿易の規模がふえ
ておるといふこと、それから鉱工業の生産指数が
われわれの計画で想定したよりもふえておる、
こういう二点から、貨物量が昭和四十三年に九億
六千万トンということになりますので、約四千万
トン程度の食い違ひがあつたわけでございます。

○久保委員 運輸省の計算がいわゆる四千万トン
下回つていた、それで、先ほどの関門の堤防とい
うかそういうものを除いて、一応五千五百億と
いふのでいいのだ、こういうのですか。その点は
ちよつとわからぬのでありますが、これはいはずれ
もう一べん私も調べますが、それはそれとして、
それでは次に移りましょう。

そこで、ひとつ資料を要求しておきますが、新
五カ年計画を策定したとき、あるいは大蔵省ある
いは経済企画庁と折衝する際に運輸省が策定した
その資料を全部提出願ひたいと思つるのでござい
ますが、ございませうか。

○佐藤(鑿)政府委員 七千二百億円でございま
すね、そのあります資料を提出いたします。

○久保委員 次に、基本施設はそういうことで、
中の内容の当否は別として、新五カ年計画でおや
りになる。これはまあいい。次には、うらはらに
なる機能施設の整備ですね、これはどういふふう
にお考へですか。

○佐藤(鑿)政府委員 七千二百億円に對應いたし
ます機能施設分としては、千二百億円の投資を予
定しております。この五千五百億円に對應いたし
ます機能施設の整備分といたしましては千億円で
ございませう。大体このバランスがとれて、五千五
百億円で投資いたしました埠頭に對する上層、荷
役機械といふものは、おおむねこの一千億円で整
備され得ると思つております。

○久保委員 旧五カ年計画の中では、先ほど言わ
れた五カ年計画全体の進捗率は約七九%ですね、
おおむね計画に見合つておる。ところが、この機
能施設の整備については、その進捗率は約七九%に見
合つておる。この旧五カ年計画の進捗率は、どう
いふふうになっておるかと。

○佐藤(鑿)政府委員 七千二百億円に對應いた
した五カ年計画全体の進捗率は約七九%ですね、
おおむね計画に見合つておる。ところが、この機
能施設の整備については、その進捗率は約七九%に見
合つておる。この旧五カ年計画の進捗率は、どう
いふふうになっておるかと。

○久保委員 旧五カ年計画の中では、先ほど言わ
れた五カ年計画全体の進捗率は約七九%ですね、
おおむね計画に見合つておる。ところが、この機
能施設の整備については、その進捗率は約七九%に見
合つておる。この旧五カ年計画の進捗率は、どう
いふふうになっておるかと。

○久保委員 旧五カ年計画の中では、先ほど言わ
れた五カ年計画全体の進捗率は約七九%ですね、
おおむね計画に見合つておる。ところが、この機
能施設の整備については、その進捗率は約七九%に見
合つておる。この旧五カ年計画の進捗率は、どう
いふふうになっておるかと。

○久保委員 旧五カ年計画の中では、先ほど言わ
れた五カ年計画全体の進捗率は約七九%ですね、
おおむね計画に見合つておる。ところが、この機
能施設の整備については、その進捗率は約七九%に見
合つておる。この旧五カ年計画の進捗率は、どう
いふふうになっておるかと。

○久保委員 旧五カ年計画の中では、先ほど言わ
れた五カ年計画全体の進捗率は約七九%ですね、
おおむね計画に見合つておる。ところが、この機
能施設の整備については、その進捗率は約七九%に見
合つておる。この旧五カ年計画の進捗率は、どう
いふふうになっておるかと。

○佐藤(肇)政府委員 旧五カ年計画におきましては、機能施設の整備というものは、計画を実はオーソライズしたものがございませんでした。したがって、比較する資料がないわけではございませんが、ただいま御指摘がありましたように、機能施設の整備というものはおこなわれております。今回のこの一千億円というものは、大体基本施設の整備に対応する資金として計画がオーソライズされたわけでございます。この点、今度の新しい五カ年計画は、機能施設がマッチした整備をすることができまして、効率的に運営され得るものと思っております。

○久保委員 しっかりした計画がなかったとおっしゃるが、一応算定したものはあるようですね。

○佐藤(肇)政府委員 あります。

○久保委員 これはお宅のほうで出しておる資料の一部で、三十八年度現在でのあれですが、基本施設は、この統計によりますれば五四・六〇。先ほどの三十九年決算見込みでありますから、狂いがあります。私の持っている資料は三十八年度ありますので、三十八年度で基本施設が五四・六〇とありますが、いまの機能施設整備が三三〇と報告されておりますね。そうしますと、いまの局長の回答は、しっかりした計画がなかったとおっしゃるんだが、ないはずはないでしょう。たとえば上屋とか荷役機械はありますね、それはおありになって、たとえば上屋は別であります、起債でやっておるのであります、荷役機械にしても、船舶整備公団とかあるいはその他の融資の方法で手当てしていただければいいのではないですか。

○佐藤(肇)政府委員 実はないと申し上げましたのは、別個の別個と申しますが、一体の計画として持っていなかったわけではございません、おのおの計画はございまして、したがって、お片方はオーソライズされておりましたので、比較的目標に近い整備の率で進んでまいりましたが、機能施設のほうは、オーソライズされた計画がな

かつたために整備がおこなわれておった、こういうこととでございます。

○久保委員 おこなわれているその度合いというか、これはかなり格差があると思うんですね。そうなりますと、基本施設ができて、これにからまるところの機能設備が不完全だというならば、これは全く用をなさないと思うのです。いま局長の御答弁では、オーソライズされたものがなかったから、どうもあと回しというか、おこなわれている、こらおっしゃったが、これはそうじゃないでしょう。それは一部の理由であって、大半の理由は違ったことがあるんじゃないですか、いかがですか。たとえばこれは戦前の公共団体等の負担ですね。いりならば地方自治体が、港湾財政に対する負担能力はすでに限界に達しておる、その限界に達したあらわれがここに一つ出てきておる、こういうふうに見ることは間違いですか。

○佐藤(肇)政府委員 機能施設がおこなわれておりました点につきましては、地方の港湾管理者からは、基本施設にマッチする機能施設の整備の起債の要望はあったわけではございますが、起債のワケが少ないうえに、負担能力そのものについては詳しい検討はいたしておりませんが、前回の五カ年計画におきましては、やはり計画がオーソライズされていなかったからだと思います。

○久保委員 オーソライズされていなかったというところに固執されておられますが、オーソライズされれば、されたものが小さければ何にもなりません、それはまたあとで論議いたします。これはあとで、自治省からも出席要求しておきます。それで、今度はオーソライズされたものをつくるわけですか。

○佐藤(肇)政府委員 この間、今回の予算のときに内定いたしました新しい五カ年計画におきましては、総額が六千五百億円、うち基本施設分が五千五百億円、機能施設分が一千億でございます。これはそういう両方合わせた計画として内定いた

しまして、一月二十二日に閣議了解を経ております。

○久保委員 この一千億の裏づけである資金計画というか、そういうものはどういうふうな考えておられるのですか。

○佐藤(肇)政府委員 これは自治省が所管しております。まず地方債計画の中でございます。

○久保委員 いずれにしても自治省から出てきておられますが、それは、この機能施設の整備五カ年計画というものを立てておられるわけですね。お金のほうは閣議で決定してもらった一千億で、中身についてはこれからですか。

○佐藤(肇)政府委員 はい。

○久保委員 そうすると、大ざっぱにいうと、たとえば上屋でどのくらい、あるいは荷役機械でどのくらい、こういうのはこれからですね。

○佐藤(肇)政府委員 そうでございます。

○久保委員 そうですね。しかし大ざっぱに見ても、先ほどの基本施設と同様に、これはやはり積み上げの形がなければ、ああそうですかというのにはちょっとお粗末だと思っております、いかがでしょうか。

○佐藤(肇)政府委員 御指摘のとおり、まず基本施設の計画を確定いたしました、それに対応して機能施設の計画をつくっていくわけでございます。

○久保委員 そこで、五千五百億に対して一千億ですね。これは資金的にバランスがとれていると思っておりますか、どうですか。

○佐藤(肇)政府委員 先ほど申し上げましたように、七千二百億円に対して千二百億円の機能施設を想定しておりました。それが五千五百億円に對しまして一千億円でございます、大体バランスがとれていると思っております。

○久保委員 それは資金のバランスではなくて、港湾機能を整備するという全体のバランスがそこからとれていく、こらおっしゃるわけですか。

○佐藤(肇)政府委員 そうでございます。

○久保委員 そうしますと、旧五カ年計画のお

これは取り戻すことになりませんか。

○佐藤(肇)政府委員 それはもつとこまかく作業をいたさぬとわからないわけではございませんが、大体この千二百億円をつくりましたときには、おくれたものも含めての港湾管理者が要望しておりました計画でございます、当然その中にはおくれたを取り戻す方も入っております。

○久保委員 それでは、これも先ほど言った基本施設計画、あれに含まれておるといって、合わせてありますから、資料の中に入っておられるでしょうが、入ってなければ、ひとつ別途にお出しただきたい。これはいざいざ見見してからさらにお尋ねをしたいと思っております。

そこで中期経済計画というか、これでは、港湾の問題に言及している一つとしては、いわゆる公共投資を推進する上において、港湾については港湾労働や港湾内外の民間活動の近代化は港湾労働や港湾内外の民間活動の近代化は港湾労働の問題点というの、実際はこれだけです。港湾労働については、政府内部でこの国会を目前に答申を受けて港湾労働法の策定をいまやっておりますから、これはそのときに譲ります。

それでは、後段の港湾内外の民間活動の近代化を云々という、これについては、局長はどうとらえて、どうやろうと思っておりますか。

○佐藤(肇)政府委員 民間の活動というの、これは港湾運送事業の問題だと思っております。港湾運送事業につきましても、非常に零細な企業が多いというところが弱体の一つの要素であると思っております。もう一つは、機械その他の近代化した施設を持つていないというところがもう一つの点だと思っております。したがって、港湾運送事業というものを近代化するという意味におきまして、企業を集約して強くするということが、それから荷役機械その他機械化を促進するために政府が資金のあつせんその他をするということだと思っております。前者につきましても、法律的に強行するだけではこれは非常にうまくいかないという観点から、現在、業

界の意見が反映し得るようには業界における団体の組織を強化すること、それからそれらを通じて集約化の構想を固めさせるという指導をいたしておきます。また機械化につきましては、昨年特定船舶整備公団において荷役機械につきましては一億円の融資をいたしました。四十年に於いてはさらにそれを倍にいたしまして、二億円の資金でもってこの機械化の整備をはかりたい、かように思っております。

○久保委員　そこで、この港灣運送事業ですが、これは三十四年の十月から免許に切りかえになった。これは免許はいつまでによればいいということに法律は改正になっておりますか。

○佐藤(肇)政府委員　法律によりますと、施行の日から三年間でございます。

○久保委員　切りかえは終えませんでしたか。

○佐藤(肇)政府委員　現在約八〇%でございます。残りの二〇%につきましては、地方海運局を督促して鋭意進めさせていただきますが、この残りの全部が免許基準にかなうように統合することが非常にむずかしいと考えられますので、どうしても統合できないものについては、これは却下せざるを得ない、そういう方針のもとに、現在現地在を督促して認可の作業を進めさせていただきます。

○久保委員　三年という、何年になりますか。

○佐藤(肇)政府委員　この法律が三十七年の十月からでございますから、三十九年の十月になると思われます。

○久保委員　切りかえは三十四年でございませう、それでしたね、三十四年から切りかえでせう。新免だけ……。

○佐藤(肇)政府委員　いえ、三十七年でございませう。

○久保委員　約八〇%というが、それではあと二〇%残っております。三月一ぱいでございませうか。

○佐藤(肇)政府委員　現在地方海運局を督促いたしまして、この年度一ぱいにけりをつけるようにというところで進めております。

○久保委員　これはあなたの局長時代に改正したのじゃないので、あなたに責任が全部あるとは言いませんが、港灣運送事業を免許制に切りかえたのは、この中期経済計画でいままゝの指摘している本質的なものを改正したんです。いわゆる港灣運送事業の近代化を促進するために免許に切りかえた。種々雑多なものがあるから、これではとてむずかしいが、新しい港灣荷役というか、そういうものに適応しないというのが国会全体の意見であり、また関係者の意見であったんですね。われわれはこれは一刻も早く免許に切りかえる。切りかえるというのは単に既存業者をそのまま免許で置きかえることではないというふうに考えている。

そこでお尋ねしたいのだが、これから海運局を督促して、三月一ぱいに免許に切りかえるというが、まあせいぜい法律の期限内に仕上げたい。ききたいと思ふけれども、問題は中身です。期限がないからというのでぼつぼつとやっているものはよろしい、こういうことがいままでもあったのじゃないか。もうかという疑いが実際は持っている。ちつとも法律の趣旨を理解しないで、人間も足りない、そういうことで既存業者は右から左へみんな免許に切りかえたという傾向もありはしないかと思うのですが、これはどうなんですか。落とされたものが何件ありますか、いかがですか。

○佐藤(肇)政府委員　これはいまおっしゃられたように、右から左にやられたわけではございませんので、申請が出たものを審査いたしました。資格に適合しないものを統合して資格に適合させようということ、いまの二〇%が残っております。

○久保委員　そうしますと、もう完了した八〇%はみんな問題はない、残りが二〇%、これがいわゆる適格性を欠くかもしれぬ。そこで適格性を与えるためには企業の統合も必要だが、こういう指導もしていくことですか。

○佐藤(肇)政府委員　そうでございます。

○久保委員　そうするとあまりにも時間が足りないな

いと思うのですが、だいじょうぶですか。

○佐藤(肇)政府委員　どうしてもそれでも統合し得ない、また資格に足らないものにつきましては、申請を却下してもやむを得ないというふうなつもりでやっております。

○久保委員　それではちよつと資料を要求していただきますが、いままでの免許切りかえの数は、これは地方海運局別に出してください。残っているものも同じようにわかりますね、それを出していただきます。

それでは次にお尋ねしたいのだが、港灣労働の福利厚生施設の基金制度というのがございませう。これは運輸省は関係ありませんか。

○佐藤(肇)政府委員　ただいま御指摘になりましたのは港灣公共福利施設分担金でございます。

○久保委員　港灣労働福利厚生協会なるものが受け入れ団体としてありますね。それは関係ありませんか。

○佐藤(肇)政府委員　労働省と共管で、私のほうはいまの料金の中に先ほど申し上げました分担金を認めて、それを積み立てていくということにしておるわけでございます。

○久保委員　労働省は職業安定局ですか。

○佐藤(肇)政府委員　そうであります。

○久保委員　それでは次の機会に出していただきます。

内容については局長よくお知りになっておりますか。

○佐藤(肇)政府委員　私のほうの監督も受けておるわけでございます。

○久保委員　この運用については労働省が主体として大体やっておられるのですか。

○佐藤(肇)政府委員　現在までこれに該当するものについては、労働省のほうの資金が出ておつたようでございまして、私のほうとしては直接資金を与えるというふうなことはやっております。したがって、この福利厚生分担金というふうなもの、その労働省から出した住宅その他に對して一部充当されているのではないかと思っております。

○久保委員　これは委員長にお願いしておきますが、これは労働省関係のようでありませうから、福利厚生協会ですか、そういうものがあるようですから、それが受けているようですね、その去年からですから三十九年度ですね、三十九年度の予算、事業計画、それと決算見込み、そういうものを提出するようにお願いしたいと思います。

本日はこの程度にしておきます、あとは資料がそろってから続けていきたいと思つて、

○長谷川委員長　次会は十六日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十七分散会

運輸委員会議録第二号中正誤

ベシ	段行	誤	正
二	四	九	くれたという
五	二	三	戒飾
三	三	包学消防車	化学消防車

昭和四十年二月十七日印刷

昭和四十年二月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局